

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務事業者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成27年9月30日

公立大学法人奈良県立大学
理事長 北岡 伸一

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 業務名

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年8月31日まで

(3) 業務の内容

公立大学法人奈良県立大学が地方独立行政法人会計基準の理解を深めるとともに、日々の会計処理、内部統制について指導・助言を受け、適正な決算書類を作成するための支援業務です。

(4) 履行場所

公立大学法人奈良県立大学事務局（奈良市船橋町10）

(5) 契約金額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- (1) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」又は「Q7諸サービス」で登録している者であること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。
- (6) 平成22年4月1日以降に公立大学法人の会計監査人として監査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

3. 事業者の選定方法

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務事業者を選定するにあたり、提案者を公募し、当該提案者に対して参加申込書、提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、「公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、所定の参加申込書及び提案書等を提出期限までに提出してください。

なお、主な日程は下記のとおりです。

- (1) 実施要領等の交付開始 平成27年 9月30日（水）
- (2) 参加申込書の提出期限 平成27年10月 7日（水）

- | | |
|--------------|--------------------|
| (3) 質問票の提出期限 | 平成27年10月7日(水) |
| (4) 提案書の提出期限 | 平成27年10月19日(月) |
| (5) ヒアリング | 平成27年10月26日(月)(予定) |
| (6) 選定結果通知 | 平成27年10月下旬 |
| (7) 契約締結 | 平成27年10月下旬 |

4. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

〒630-8258
奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

(3) 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申込書(様式1)
- ・提案書(様式2~8)
- ・質問票(様式9)

※上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

奈良県立大学ホームページ (<http://www.narapu.ac.jp/>)

5. 参加申込書(様式1)の提出期限

平成27年10月7日(水)午後5時

6. 質問票(様式9)の提出期限

平成27年10月7日(水)午後5時

7. 提案書(様式2~8)の提出期限

平成27年10月19日(月)午後5時

8. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」と

いう。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

9. 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を公立大学法人奈良県立大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10. その他

詳細は、公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務公募型プロポーザル実施要領によります。

11. 問い合わせ

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991